

**令和2年度公益社団法人ひょうご観光本部**  
**少雪の影響を受けた地域でのスポーツ・文化関連合宿等誘致事業補助金交付要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県における少雪の影響を受けた地域でのスポーツ・文化関連合宿等の誘致を推進することを目的とし、予算の範囲内において補助金の交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、県内外に所在するスポーツ・文化技術向上のために合宿を行う団体又はワーケーションを行う団体を対象とする。また、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 次の対象地域内に存する宿泊施設に宿泊すること。

神河町、宍粟市、豊岡市日高町、養父市、香美町村岡区、香美町小代区、新温泉町

(2) 1回の合宿における延べ宿泊数が5泊以上であること。

(3) 令和2年11月30日までにチェックアウトするものであること。

2 前項でいう団体とは、2名以上で宿泊する団体をいう。また、ワーケーションを行う団体とは、職場を離れ、宿泊施設を利用し、休暇を取りながらリモートワーク(遠隔勤務)をする団体をいう。

3 ワケーションを行う団体が当該補助金を申請する場合に限り、「合宿を行う団体」を「ワーケーションを行う団体」と読み替えるものとする。

4 同一団体が2カ所以上に分かれて宿泊する場合において、合宿の目的及び活動内容が同一であるときは、延べ宿泊数は、当該団体の各宿泊施設における延べ宿泊数を合算して得たものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、合宿が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(1) 政治団体又は宗教団体が主催し、又は共催するもの

(2) 国又は地方公共団体が主催し、又は共催するもの

(3) 自然学校や修学旅行等の授業の一環として実施される学校行事

(4) 営利を目的とする入場券等を販売するもの

(5) 公序良俗に反しないものであること

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益社団法人ひょうご観光本部理事長(以下「理事長」という)が適当でないとするもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条に定める合宿を実施する団体の代表者又

は旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定による旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。）とする。

（補助金の額及び限度額）

第 4 条 1 回の合宿における補助金の額は、延べ宿泊数に 2,000 円を乗じて得た額と宿泊費用（団体が宿泊施設に支払うべき費用）のうち、いずれか少ない額とし、30 万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を合宿開始日の 7 日前までに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めた場合には、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 理事長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を補助金交付決定書（様式第 2 号）により通知するものとする。

（合宿の中止）

第 7 条 申請者は、補助金の交付決定後において、合宿を中止しようとするときは、補助金中止承認申請書（様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第 8 条 理事長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の中止を決定するものとする。

2 理事長は前項の規定により補助金の中止を決定したときは、その決定の内容を補助金中止承認通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者は、合宿終了日より 14 日以内に補助金実績報告書兼交付請求書（様式第 5 号）に、次に掲げるいずれかの書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- （1）延べ宿泊数と宿泊費用が確認できるもの
- （2）前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び交付)

第10条 前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適切と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、その旨を補助金額確定通知書(様式第6号)により、申請者に対し通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 理事長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

3 補助金の交付方法は金融機関等の口座への振込とする。振込先口座については、補助対象者の代表者名義もしくは団体名義の口座に限る。ただし、申請者の委任状が提出された場合に限り、他の口座への振込を認める。

(指示及び検査)

第11条 理事長は、補助金の交付を受けた申請者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第12条 理事長は、補助対象者が次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 理事長は前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から14日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。